

件名	「私がR6年5/8日から現在まで山梨県警本部そうさ1課けいむ課かんさつ課や甲府署刑事2課生活安全課北杜署刑事生安課に相談面談TELした記録や又私に関して各団体地方公共団体検察庁が他県の警察などとい合せしょうかいなどした記録ふくめた私に関するこの期間に上記に書いた課署など残る私に関する全記録を開示請求します。メモ電磁的記録をふくみません。」の一部開示決定の件		
開示請求年月日	令和7年3月23日 (同月25日受理)	実施機関の決定年月日	令和7年4月21日
実施機関(担当課)	山梨県警察本部	決定内容	一部開示決定
特定した保有個人情報	1 電話収発用紙 2 告訴期限を過ぎても受理不受理の連絡がないことへの苦情・告訴相談の対応経過について・(審査請求人)からの連絡内容について・告訴期限を過ぎても連絡がないとの申出・告訴不受理の理由を説明してほしいとの申出・(審査請求人)の申し立て・(審査請求人)の来署 3 告訴等相談・申出簿 4 告訴等相談・申出経過簿 5 告訴・告発(Bカード) 6 (審査請求人)からの告訴相談対応状況、方針		
不開示部分(争いになった部分のみ)		不開示理由	
① 警察職員の氏名・印影		個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号(開示請求者以外の個人に関する情報)該当	
② 告訴事件の相談等に係る情報		個人情報の保護に関する法律第78条第1項第5号(公共の安全等に関する情報)該当	
③ 職員の内線番号		個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号(事務又は事業に関する情報)該当	
審査請求年月日	令和7年5月16日 (同月19日受理)	諮問年月日	令和7年9月4日
答申年月日	令和8年3月31日	摘要	
争点	実施機関が開示とした警察職員の氏名・印影については、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第78条第1項第2号所定の不開示情報(開示請求者以外の個人に関する情報)に該当するか。 同じく不開示とした告訴事件の相談等に係る情報については、法第78条第1項第5号(公共の安全等に関する情報)に該当するか。 更に同じく不開示とした職員の内線番号については、法第78条第1項第7号(事務又は事業に関する情報)に該当するか。 また、実施機関が特定した文書に不足がないか。		

## 1 審議会の結論

山梨県警察本部が令和7年4月21日付け梨務企第67号で審査請求人に対して行った保有個人情報一部開示決定処分については妥当である。

## 2 審議会の判断の理由

### (1) 警察職員の氏名又は印影

審議会が電話収発用紙、告訴期限を過ぎても受理不受理の連絡がないことへの苦情・告訴相談の対応経過について・(審査請求人)からの連絡内容について・告訴期限を過ぎても連絡がないとの申出・告訴不受理の理由を説明してほしいとの申出・(審査請求人)の申し立て・(審査請求人)の来署、告訴等相談・申出簿、告訴等相談・申出経過簿及び(審査請求人)からの告訴相談対応状況、方針を確認したところ、当該文書の不開示部分には、警察職員の氏名又は印影が記録されていた。

当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、個人情報保護法第78条第1項第2号に該当する。

なお、同号イからハまでの規定に該当する情報においては、審査請求人以外の個人に関する情報であっても不開示とならない旨が規定されており、以下その点について検討する。

不開示情報とならないものとして、まず同号イにおいて、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報が規定されている。ここでの「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を開示すること、又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。また「慣行として開示請求者が知ることができ」とは、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りることとされているが、開示請求のあった保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。実施機関では、警部又は同相当職以上の職員については氏名を公にしているものの、当該不開示部分に記録された警察職員は、そのいずれにも該当しておらず、氏名が公にされていないこと、また、法令の規定や慣行として知ることができる情報には該当しないことから、当該不開示情報は同号イに該当するとは認められない。

次に、同号ロにおいては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報が規定されているが、当該職員の氏名がこの情報に該当する特段の事情は認められない。

さらに、同号ハにおいては、当該個人が公務員である場合、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分が規定されているが、当該不開示部分は、警察職員の印影又は氏名であり、この情報に該当しないことは明らかである。

したがって、当該不開示部分については、個人情報保護法第78条第1項第2号に該当し、不開示が妥当である。

### (2) 告訴事件の相談に関する対応方針の検討状況

審議会が告訴等相談・申出経過簿、告訴・告発(Bカード)及び(審査請求人)からの告訴相談対応状況、方針を確認したところ、当該文書の不開示部分には、告訴事件の相談に関する実施機関の対応状況及び対応方針の検討状況が記録されていた。

当該不開示情報は、実施機関において他の同種事件等における捜査や調査等でも用いる情報であることから、これらの情報を開示することとなると、実施機関の捜査手法、判断基準、着眼点が特定されてしまい、これにより、犯罪を企図等する者が、実施機関による犯罪捜査等を回避する手法を用いて犯罪を実行することが可能となってしまうおそれがあることから、これらの情報は、実施機関の捜査に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められる。

したがって、当該不開示部分については、個人情報保護法第78条第1項第5号に該当

し、不開示が妥当である。

(3) 職員の内線番号について

審議会が（審査請求人）からの告訴相談対応状況、方針を確認したところ、当該文書の不開示部分には、職員の内線番号が記録されていた。

この情報の性質を一般的に考えると、実施機関内部の各係又は各担当者に割り振られた職員の内線番号を開示することで捜査対象者や関係者から個人を特定した脅迫、誹謗中傷、無用の抗議のほか、事務妨害を目的とした架電の対象となるおそれが高く、通常事務における必要な連絡、突発事案への対応等に支障を及ぼすおそれ、また、警察内部の連絡、調整事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

したがって、当該不開示部分については、個人情報保護法第78条第1項第7号に該当し、不開示が妥当である。

(4) 特定した文書について

審議会が当審議会事務局職員をして本件開示請求の対象となる文書を特定する方法等を確認したところ、実施機関では、警察本部内の全所属及び県内全警察署に照会をした上で対象文書を特定している旨を確認した。

実施機関が行った文書特定の方法に不合理な点があるとは言えず、また、これを覆すに足りる事情も認められない。